

令和2年度第1回和田区地域協議会

次 第

日時：令和2年5月22日（金）午後6時30分～
会場：ラーベンセンター1階 第1研修室

○任命書の交付

○地域協議会に関する説明

1 開会

2 委員自己紹介

3 議題等の確認

4 議題

(1) 会長、副会長の選任

(2) 地域協議会の運営について

- ① 座席順
- ② 会長に会議を招集することを請求するために必要な委員数
- ③ 会議録の確認者
- ④ 会議の開催方法（開催日の定例化、開始時刻、会場）

(3) 地域協議会だよりの編集方法について

- ① 編集委員の人数、任期
- ② 編集委員の選任
- ③ 発行回数

(4) 自主的審議事項の提出方法について

(5) 令和2年度地域活動支援事業について

5 その他

(1) 今後の会議日程

(2) 事務連絡

- ① 委員証の説明
- ② 委員名刺の作成希望調査
- ③ 地域協議会だより原稿依頼

和田区地域協議会の運営に関する事項

事 項 (※は根拠例規)	前期における状況	協議結果
(1)正・副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例(以下、「設置条例」という。)第6条	会長 1人 副会長 1人	(会長) (副会長)
(2)地域協議会の運営 ①会議の座席順	正副会長を除き 名簿順	
②会議の招集請求に必要な委員数 ※設置条例第8条第1項第2号	4人 (1／4以上)	
③会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	名簿順に1人 (会議録署名なし)	
④会議の開催方法 ・開催日の定例化 ・開始時刻 ・会場	不定期 (開始時刻) 午後6時30分 (会場) ラーバンセンター	(定例化) (開始時刻) (会場)

事 項 (※は根拠例規)	前期における状況	協議結果
(3)地域協議会だよりの編集方法 ①委員の人数・任期 ②編集委員の選任 ③発行回数	①人数・任期 人数 3人、任期 1年 ②編集委員(直近) 土屋委員、平原委員、前川委員 ③発行回数 年4回程度、発行時期・内容 は編集委員に一任	ア) 人数・任期 人数 人、任期 年 イ) 編集委員 ウ) 発行回数
(4)自主的審議事項の提出方法	資料No.2 ※委員は地域協議会開催予定の14日前までに、自主的審議に係る提案書を提出。	
その他 書面による審議 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第4項		書面審議の実施 ①正副会長の協議により、会長が決定 ②過半数の委員が書面議決に賛同した場合

書面による審議に関する取扱い（案）

以下の条件により、会議を招集できない場合または招集することが適當ではない場合、○○の判断で書面審議を実施することができる。

（条件）

- ・ 委員の生命の危険又は健康を害する恐れがある場合
- ・ 会場の使用が困難など、物理的に開催できない場合
- ・ 緊急な案件で会議を開催するいとまがない場合

（表決）

- ・ 委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があつたものとみなす。なお、可否同数のときは、会長の決するところとする。

（附帯意見の取扱い）

- ①会長が決定する（会長に一任）。
- ②正副会長の協議により、会長が決定する。
- ③要否の表明を文書で確認し、表決により決する。

自主的審議事項の提出方法について

地域協議会では、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項に基づき、地域協議会が自ら必要と認めるものについて、審議（以下、「自主的審議」という。）し、意見を述べることができます。

1 提出者

- 地域協議会委員
- まちづくりセンター
(例外…区内住民から直接要望・相談があった場合に限る)

2 手続

- 自主的審議を希望する委員は、「〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書（委員用）」に必要事項を記入の上、まちづくりセンターへ提出する。
- 上記の提出期限は、地域協議会開催予定日の14日前までとする。
- 例外的に、区内の住民からまちづくりセンターに直接要望等があった場合は、センターで「提案書（センター用）」に必要事項を記入する。
- 提案書は、センターで取りまとめ、会長に届出する。

【補足説明】

- ① 提案書の作成等について
 - ・ 委員から提案書の提出があった際は、提案の趣旨などをセンターで確認し、内容を整理します。（必要な場合は、提案書の作成をサポートします。）
- ② 提案書の提出期限について
 - ・ 提案書の提出期限については、提案書の調整・事前送付や、提案内容に関する担当課との連絡調整（会議の出席要請、資料作成等）に一定の期間が必要なため、地域協議会開催予定日の14日前までとします。
- ③ 会議当日の提案について
 - ・ 上記の提出期限後、会議当日までの間に提案書が提出された場合や、会議当日の提案については、準備の都合上、審議の可否の決定や具体的な審議は、次の会議以降になる場合があります。
 - ・ 但し、区域内の案件で緊急性が高く、速やかに審議を行う必要があると認められる場合は、提案書の提出期限に関わらず、可能な限り直近に開催される会議に諮れるよう対応します。その際、届出事項の緊急性は、提案書受付後、会長に判断していただきます。

3 審議の可否の判断

- 提案書の提出後、最初に開催される地域協議会において審議の可否の判断を行う。
- 自主審議を行う事項が多数ある場合は、あわせて審議の優先順位についても話し合い、決定する。

【補足説明】

- 審議の可否の決定方法は、上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 3 項に基づき、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長である会長が決定します。

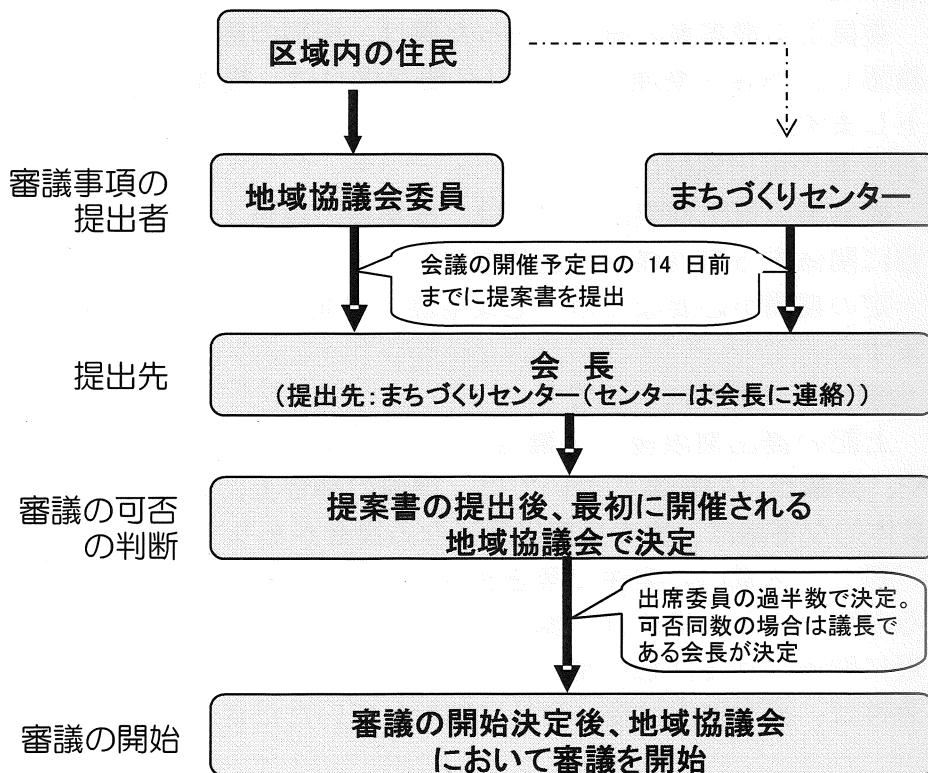
4 審議の開始時期

- 審議の開始が決定した自主的審議事項は、原則、その決定を行った会議から審議を行う。

【補足説明】

- 案件によっては審議に必要な資料の準備の関係上、本格的な審議は次回以降となる場合があります。

【自主的審議事項の提出・審議等に係る具体的な手順（フロー図）】



様式（委員用）

令和〇〇年〇月〇日

〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書

〇〇区地域協議会

会長 〇〇 〇〇様

提案者名 〇〇 〇〇

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、審議するよう提案します。

記

審議する事項	
内 容 ※下記を参考に <u>可能な範囲</u> でご記入ください。 ・提案理由 ・課題の背景 ・課題の現状 ・今後の見通し ・地域、住民への影響 ・課題が生じている場所 ・期待する効果 等	

※本提案書は、審議の開始を希望する地域協議会開催予定日の14日前までにまちづくりセンターに提出してください。なお、緊急を要する事項の場合は、センターにご相談ください。

様式（センター用）

令和〇〇年〇月〇日

〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書

〇〇区地域協議会
会長 〇〇 〇〇 様

上越市自治・市民環境部
〇〇まちづくりセンター長

下記事項について、区内の住民から要望がありましたので、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づく事項として、審議いただくよう提案します。

記

審議する事項	
内 容	

令和2年度 和田区地域活動支援事業 審査・採択の基本的なルールについて

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査・採点者

- ①審査・採点者は、会長・副会長を含む全委員のうち、提案者による事業説明を受けた委員（当日の出席委員）のみとする。
- ②審査・採点者は、全ての提案事業について審査・採点を行う。
※委員が所属する団体等から提案された事業であっても、審査・採点者になることができる。

(2) 提案事業の通知

- ①事務局は、事業募集終了後速やかに、「提案概要一覧」を作成し、「事業提案書」、「審査・採点シート」とともに全委員に送付する。

(3) 委員による審査・採点の流れ

- ①委員は、送付された「事業提案書」を確認し、提案者による事業説明の際に質問する事項等をまとめる。
(仮採点しておくことが望ましい)
- ②地域協議会を開催し、提案者による事業説明を行う。
- ③事業説明、質疑応答、審査・採点の時間配分は、提案件数により調整する。
- ④事業説明を受けた委員は、説明終了後、事業ごとに審査・採点を行う。
- ⑤審査・採点は、事業ごとに「審査・採点シート」を使用して行う。
- ⑥「審査・採点シート」は無記名とする。ただし、提出後に審査・採点に不備があった場合に事務局が確認できるよう、記号等を振る。
- ⑦基本審査は、「適合する・適合しない」の別を記入し、「適合しない」とした委員は、その理由を記載し、次の優先採択審査と共に審査は行わない。
- ⑧優先採択審査は、「該当する・該当しない」の別を記入する。
- ⑨共通審査は、審査項目ごとに1点から5点の間で採点し、点数を採点欄に記入する。
- ⑩記入後は「審査・採点シート」を事務局に提出する。
- ⑪審査・採点結果は、事務局に提出した時点で確定し、事後に疑義等が生じても修正は認めない。

(4) 提案事業の得点等の算出

- ①事務局は、事業ごとの審査・採点結果を集計する。
- ②全審査・採点者の共通審査の合計点を提案事業の得点とする。
- ③ただし、事故等により、事業ごとに審査・採点者数が異なる場合は、全審査・採点者の点数を単純平均したものと提案事業の得点とする。（単純平均した結果は、順位を判別できる範囲で少数点以下の端数処理を行う）

(5) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択審査で審査・採点者の過半数が「該当しない」と判断した事業は、「その他の事業」とする。
- ②優先採択事業とその他の事業に区分し、それぞれ上記（4）で算出した得点の高い事業順に並べる。
- ③提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をその他の事業よりも上位とする。
- ④事務局は、提案事業の順位確定後、速やかに「提案事業順位表」をまとめ、地域協議会に報告する。
- ⑤この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。

【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	得点
1	事業A（福祉）	○	○	100
2	事業B（イベント）	○	○	90
3	事業D（文化）	○	○	70
4	事業E（観光振興）	○	○	60
5	事業F（イベント）	○	○	50
6	事業C（イベント）	○	○	30
7	事業H（施設整備）	○	×	50
—	事業G（イベント）	×	—	出さない

2. 採択の基本的なルール

(1) 採択事業と補助金額の検討

- ①基本審査で審査・採点者の過半数が「適合しない」と判断した事業は、不採択とする。
- ②採択事業と補助金額は、提案事業の順位が確定した後、上記不採択事業を除いて、和田区の予算に収まるよう委員間で協議する。
- ③上記不採択事業を除く提案事業の補助金希望額の合計が、和田区の予算を上回る場合は、補助金の配分方法について検討する。また、予算を下回る場合は、補助金希望額に対して満額補助を基本とするが、地域協議会で検討して減額することができる。
- ④採択の当落線上に複数の提案事業が同順位（同点）で並んでいる場合は、当該事業間で優劣をつけることができる。
- ⑤補助金額の上限は和田区の予算の範囲内とし、下限は5万円とする。

(2) 採択事業と補助金額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助金額の検討結果を、事務局を通じて市長に報告する。
- ②事務局は、採択事業と補助金額の決定後、速やかに結果を公表する。

＜補足＞ 事業説明から事業採択までの流れ（イメージ）

提案件数により、事業説明時間・採点時間を検討する



【和田区】

地域活動支援事業 審査・採点シート

1 採点対象

整 理 No.	
事 業 名	
提 案 者	

2. 基本審査

※右の欄のいずれか一つに□を入れてください。

地域活動支援事業の目的と合致しているか (地域の課題解決・活力向上に資するものか)	<input type="checkbox"/> 適合する (3. へ) <input type="checkbox"/> 適合しない (理由記載) 
--	---

【適合しない理由】 ※基本審査で「適合しない」とした委員は必ず記入してください。 
※該当するものに□する。(複数可) <input type="checkbox"/> 地域の課題解決につながらない <input type="checkbox"/> 地域の活力向上につながらない <input type="checkbox"/> 自発的・主体的な地域活動ではない

3 優先採択・共通審査

(1) 優先採択審査 

※基本審査で「適合しない」と判断した委員は審査しないこと。

※右の欄のいずれか一つに□を入れてください。

優先採択事業に該当しているか	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
----------------	-------------------------------	--------------------------------

(2) 共通審査基準

※採点は、1点から5点の5点満点です。(0点はナシ)

※基本審査で「適合しない」と判断した委員は採点しないこと。

審査項目	審査基準	メモ欄※ 良い 普通 悪い	配点	採点欄
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	 	5	
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。	 	5	
③実現性	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	 	5	
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか		5	
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか	 	5	
合 計				25

※メモ欄は採点の目安としてご自由にお使いください。

令和2年度 和田区 地域活動支援事業 提案概要一覧(確定版)

南部まちづくりセンター

整理番号	提案団体名	事業名	事業概要	優先採択 該当項目	所見 市関係課	新規 A(円)	総事業費 B(円)	補助希望額 B/A(%)	補助率 B/A(%)	補助金の主な使途
1	石沢町内会	住民の安全・安心活動事業	地域住民の防災意識の向上及び住民の安全・安心を図るため、住民避難訓練を実施するとともに、避難行動要支援者の避難に役立てるため、リヤカーや車いす等を購入する。	・安全・安心対策	—	○	335,700	335,000	99.8%	・リヤカー購入費 ・車いす購入費
2	稻荷吹上遺跡花グループ	吹上遺跡を花で彩るプロジェクト事業	国指定史跡「吹上遺跡」の周知と景観の向上を目的に、史跡内にコスモスを育て花で彩り、地域の憩いの場として環境整備を行う。	・環境(自然・生活)の保全・活用 ・住民自治・交流の促進	【文化行政課】 課題なし		278,552	278,000	99.8%	・花の種、肥料等の購入費 ・トラクター等借上げ料
3	上越妙高駅と共に歩む会	上越妙高駅かいわいでひな祭り事業	上越妙高駅及び駅周辺にぎわい創出や観桜会の開催に向けた情報発信、年々増加する外国人旅行者への日本の伝統文化の紹介のために、令和3年2月中旬から3月中旬にかけて、上越妙高駅及び駅周辺でおひな様や吊るし飾りを展示する。	・新幹線開業に伴うまちづくり ・住民自治・交流の促進	【観光交流推進課】 課題なし ・上越妙高駅PRスペースを使用する際は、JR上越妙高駅及び市と協議し、連携して進めること。 【道路課】 課題なし ・のぼり旗の設置箇所及び展示物の展示場所等について、事前に当課と協議すること。また、市道上越妙高駅線(自由通路)で啓発及び展示する場合は、道路占用許可が必要となるので、事前に当課と協議すること。 【交通政策課】 課題なし		355,770	355,000	99.8%	・事業の周知関係費
4	上越妙高駅と共に歩む会	今泉城跡の大ケヤキ保護活用事業	上越妙高駅周辺にぎわい創出の一環として、駅周辺地域の歴史的文化的資産を掘り起し、保護活用することを目的に、大ケヤキの樹勢回復措置や環境整備、景観向上・美化活動、情報発信等を行う。	・新幹線開業に伴うまちづくり ・環境(自然・生活)の保全・活用 ・住民自治・交流の促進 ・教育・文化・スポーツの振興	【文化行政課】 【環境保全課】 課題なし		1,284,678	1,284,000	99.9%	・樹勢回復措置費 ・立地環境整備費
5	大和3丁目自主防災組織	大和3丁目自主防災事業	災害時の住民の互助と自主防災訓練への参加意識を高めるとともに、安全・安心な町づくりの促進を目的に、歩行困難者や高齢者を搬送するリヤカーや発電機等を整備する。	・安全・安心対策	—	○	668,800	668,000	99.9%	・リヤカー、発電機、投光器購入費
6	和田体育協会	和田地区「各スポーツ大会」活性化事業	地域住民の融和や親睦、交流を深めるため、和田地区の幅広い年齢層の住民が参加する和田地区体育祭やファミリーソフトバレーボール大会を開催する。また、各催しの円滑な進行に資するため、放送器具を購入する。	・住民自治・交流の促進 ・教育・文化・スポーツの振興	—	○	594,462	460,000	77.4%	・放送器具購入費
7	和田体育協会	大和綱引きチーム活動支援事業	住民の体力強化及び融和や親睦を深めるとともに、青少年の健全育成、世代間交流を図るために、ファミリー綱引き大会への参加及び練習会を実施する。また、破損等しているユニフォームを更新する。	・住民自治・交流の促進 ・教育・文化・スポーツの振興	【スポーツ振興課】 課題なし	○	111,125	80,000	72.0%	ユニフォーム購入費
8	脇野田ゆかりの会	上越妙高駅西口イルミネーション事業	和田地区の高校生を中心とした若い世代を中心となり、地元の小中学生や高齢者も巻き込んだ組織づくりを行い、世代間を超えたチームが協働して企画・立案して上越妙高駅西口エリアを照らすイルミネーションを設置する。また、設置に当たっては、専門家を招聘してアドバイスをいただくとともに、ワークショップを重ねながら情報発信を行う。	・新幹線開業に伴うまちづくり ・住民自治・交流の促進	【都市整備課】 課題なし ・当該事業において、上越妙高駅西口駅前公園を使用する場合は、公園管理者(都市整備課)へ事前協議すること。事業内容に応じて、都市公園法及び上越市都市公園条例に基づき、公園管理者(都市整備課)の許可を受ける必要がある。 【道路課】 課題なし ・イルミネーションの設置及び上越妙高駅自由通路(光のテラス、おもてなしドームを含む)内でイベントを行う場合は、地方公共団体から後援の承認及び道路法第32条の規定による許可が必要となりますので、事前に当課と協議をお願いします。 【交通政策課】 課題なし ・上越総合技術高等学校の生徒の協力を得て、上越妙高駅東口においてイルミネーションを実施する(点灯期間:令和2年11月中旬～令和3年3月中旬を予定)。各事業の相乗効果を得られるよう、広報面等での連携を希望する。	○	1,829,900	1,829,000	100.0%	イルミネーション設置費 広告広報費
								5,458,987	5,289,000	96.9%
								予算額	6,200,000	
								差引額	911,000	